

第3次沖縄市観光振興基本計画策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

本市は、「第2次沖縄市観光振興基本計画」(5年計画)を策定しているが、現行の計画は、令和8年度に計画期間が終了することから、本市の魅力や認知度の向上を図ることを目的とし、社会情勢の変化に対応した、安全・安心・快適な観光地づくりをすすめるため、令和9年度以降の5年間を計画期間とする「第3次沖縄市観光振興基本計画策定支援業務」(以下「本計画」という。)を策定する必要がある。

本計画の策定にあたっては、本市における観光の動向や観光客の満足度等を把握し、本市の抱える課題、現計画の検証などを踏まえ、策定する必要があることから、民間事業者の高い専門性と豊富な経験を活用し、本計画の策定に係る業務を円滑かつ効率的に遂行することとする。

(2) 業務名 第3次沖縄市観光振興基本計画策定支援業務委託

(3) 業務内容 概要仕様書のとおり

(4) 業務期間 契約締結日の翌平日から令和9年3月26日まで

(5) 企画提案を求めるテーマ

- ア 業務の実施方針(業務の理解度、実施工程、課題の対応など)
- イ 第2次観光振興基本計画の総括(評価・検証)
- ウ 本計画の策定に係る基礎調査
- エ 観光振興に係る方向性・方針の検討
- オ ロードマップ及び事業体系図の作成
- カ 自由提案

2. 提案限度額

提案限度額は、8,000,000円(消費税及び地方消費税相当額含む。)とする。

なお、参考見積書の金額が提案限度額を超過した場合は、失格とする。

※予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

※プロポーザル選定結果に基づき、契約候補者を選定する。

※市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

3. 担当課

沖縄市 経済文化部 観光スポーツ振興課 観光政策係

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号
電話番号 098-939-1212 (内線 3246) 担当 宮城
FAX 番号 098-937-0342
電子メール a52kseisaku@city.okinawa.lg.jp

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 単体企業として参加する場合

- ア 沖縄県内に本社、支社又は営業所を有していること。
- イ 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による入札参加停止を受けていないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- エ 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- オ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- カ 過去 5 年間に於いて、地方公共団体の観光基本計画や観光に関する計画の策定支援業務やまちづくりに関する計画（計画策定に係るアンケート調査や市民アンケートのみなどの一部委託の場合を除く）を直接受託し、当該業務を完了した実績があること。
- キ 本業務を統括する主任担当者は、カにおける実務経験を有すること。
- ク 本業務を確実に遂行できること。
- ケ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

(2) 共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者がそれぞれの業務範囲に応じて上記（1）に掲げる要件を全て満たしていなければならない。この場合においては、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（別紙参照）を参加表明書の提出時に添付するものとする。ただし、代表となる企業は、主たる業務を担うものとし、代表者の業務分担割合は、全業務の過半以上の割合とする。

5. 参加表明書および企画提案書等の作成および提出方法等

(1) 提出書類

ア 参加表明書等

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	様式-1	1部
履歴事項全部証明書等	法人の場合「登記簿謄本」 商号登記している個人の場合「商号登記簿謄本」 商号登記していない個人の場合「身分証明書」	1部
滞納のない証明書	法人の場合 「市町村税」「法人税」「消費税および地方消費税」 個人の場合 「市町村税」「所得税」「消費税および地方消費税」	各1部
財務諸表		1部

※ ただし、「沖縄市物品単価表及び登録業者名簿」または「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録された者は「履歴事項全部証明書等」「滞納のない証明書」「財務諸表」については提出を省略することができる。ただし、登録されていることが分かる写しを提出すること。

イ 企画提案書等

提出物	様式等	提出部数等
企画提案書	様式-2 (企画提案書表紙)	1部
	様式-3 (会社の概要、経営規模等)	
	様式-4 (会社の業務実績)	
	様式-5 (業務実施体制)	
	様式-6 (主任担当者の経歴及び実績)	
	様式-7 (参考見積書)	
	様式-8 (業務の実施方針等)	
	様式-9 (テーマ別企画提案)	
参考資料 提出企業パンフレット		
上記の電子データ	参加表明書(様式1)ならびに上記企画提案書(様式2~9)のワードファイル	1部(CD-R)

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和8年4月27日(月) から

令和8年5月22日(金) 正午まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 提出先

本要領3に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参又は送付（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法による。

（提出書類に不備のある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨考慮し上で発送手続きを行うこと。）

エ 特記事項

追加資料等の提出等を求めることがある。

(3) 企画提案書等作成時の注意事項

提出される企画提案書等は、A4版とし、文字サイズは11ポイント以上とする。

6. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 様式

様式－10（質問書）

イ 提出先

本要領3に掲げる担当課

ウ 提出方法

様式－10（質問書）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

エ 受付期間

令和8年4月27日（月）から

令和8年5月13日（水）正午まで

オ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、市公式ホームページへの掲載により行う。

カ 回答日

令和8年5月15日（金）※予定

7. 企画提案書の評価

(1) 評価

二次評価の点数が最も高かった企画提案書の提出者を最優秀提案者として決定する。

ア 一次評価（書類評価）

一次評価採点基準に基づき書類評価を行い、上位3者程度（以下「二次評価対象者」という。）を選定する。評価結果は、一次評価結果通知書により企画提案者全員に通知するものとする。

イ 二次評価（プレゼンテーション・ヒアリング）

企画提案（様式-9）についてプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの日程および実施内容については別途通知するものとする。

二次評価対象者は、以下の要領でプレゼンテーションを行うこと。

①実施日時および場所

一次評価結果通知書に併せて通知する。

②実施方法

- ・1者ずつのプレゼンテーションとし、1者の持ち時間は、説明15分、質疑15分の計30分以内とする。
- ・プレゼンテーションにおいては、各者が持参したパソコンを使用し、市が用意するモニターに接続の上、説明を行うものとする。
- ・審査員は、事前に提出された資料データを各自のパソコンで閲覧の上、審査を行う。
- ・追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。ただし、市から提出を求められた資料等については、この限りでない。
- ・プレゼンテーションの説明者は主任担当者とし、補助者を含めて1者につき3名までとする。
- ・二次評価実施日において欠席をした場合は、選考対象から除外する。

(2) 結果の通知

評価結果は、二次評価結果通知書により通知するものとする。

(3) 評価項目

評価は、次表に掲げる項目を目安とする。

ア 一次評価（30点満点）

評価項目	評価事項	配点
企業能力	企業信頼度	5
	業務実績	5
	実施体制	5
	地理的条件	5
担当者能力	業務実績（主任担当者）	5
	地域精通度	5

イ 二次評価 (70 点満点)

評価項目	評価事項	配点
①業務の実施方針等（業務の理解度、実施工程、課題の対応など）	現行計画の内容を十分に理解し、効果的かつ効率的な業務の実施に向けた体制及びスケジュールとなっているか	10
②第2次沖縄市観光振興基本計画の総括（評価・検証）	評価及び検証の手法が有効な提案となっているか	10
③本計画の策定に係る基礎調査	計画に活用できる視点で、社会情勢等を踏まえた提案となっているか	15
④観光振興に係る方向性・方針の検討	具体的な手法が示され、有効な提案となっているか	15
⑤ロードマップ及び事業体系図の作成	具体的な手法が示され、有効な提案となっているか	5
⑥自由提案	②～③に係る情報収集や意見集約をおこない、本計画に反映すべきテーマ、文言を一覧化するなど、効果的かつ効率的な提案となっているか	15

8. 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

沖縄市は、最優秀提案者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を再特定するものとする。

- ア 最優秀提案者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。
- イ 最優秀提案者が、沖縄市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ウ 最優秀提案者が、特定後に本要領 9 に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- エ 最優秀提案者からの見積書を徴した結果、契約締結ができないとき。
- オ 最優秀提案者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様および実施条件

- ア 本業務委託の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする。
- イ 本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀提案者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ウ 業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

- エ 企画提案書に記載した現場代理人および主任担当者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則によるものとする。
また、受託者は、一括して本業務を第三者に再委託することはできない。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本要領8に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

9. 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領4に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本要領の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

10. その他

(1) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書および企画提案書受付期間	令和8年4月27日～令和8年5月22日
質問受付	令和8年4月27日～令和8年5月13日
質問回答	令和8年5月15日（予定）
1次評価結果通知および2次審査案内	令和8年5月26日（予定）
プレゼンテーション（2次審査）	令和8年6月2日（予定）
評価結果の通知	令和8年6月上～中旬
契約締結	令和8年6月中旬（予定）

(2) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出およびプレゼンテーション参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(3) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達および遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ 提出された参加表明書および企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書および企画提案書の改変はできないものとする。

(4) 使用言語および通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

(5) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの

イ 作成様式および記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）

カ 虚偽の内容が記載されているもの

(6) 措置事項

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(7) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された参加表明書および企画提案書は、返却しない。

イ 提出された参加表明書および企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポー

ザル手続およびこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録および保存を行う。

ウ 特定された企画提案書のうち業務の実施方針等およびテーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価および特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

(8) 追加資料

主任担当者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

(9) 留意事項

本業務は、応募にあたって発生した費用等についても沖縄市はこれを負担しない。本応募に申し込む場合は、必ず上記の点を了承した上で申し込むこと。